

# エア遊具の安全への取組と課題

- ・協会の設立背景、目的、活動内容
- ・安全運営の10ヶ条
- ・講習会の活用
- ・事故時の対応(事故情報の共有と再発防止)
- ・課題

# 協会の設立背景、目的、活動内容

## 設立の背景

- ・エア遊具の導入、稼働数、設置施設数の増加
- ・毎年類似の重大事故が発生
- ・エア遊具についての設計、製造、運用、保守についての安全基準が無い（2008年設立当時）
- ・エア遊具空間を提供する事業者側の安全責任は一層重くなると判断
- ・業界一丸となって、安全に対する取り組みを推進する必要性

## 目的

こども達が  
安全かつ安心して  
遊べるエア遊具の  
安全環境の  
整備と向上

## 活動の3本柱

- ①事故情報、安全対策情報の共有と活用の仕組み作り
- ②安全に関するガイドライン・基準作り
- ③安全教育・研修制度

会員数：2008年設立時12社 → 2015年3月末現在40社

## 会員の内訳：

・ 民間企業（製造・販売）	4社	・ 財団法人（公園管理）	4社
・ "（輸入・販売）	3社	・ 社団法人（他業界）	1社
・ "（レンタル）	6社		
・ "（自社にて運用）	12社		
・ "（メンテナンス）	3社		
・ "（保険・その他）	6社		
			計40社

# 安全運営の10ヶ条

日本及び海外の過去の重大事故事例の  
情報収集と分析

- ・エア遊具のアイテム別事故発生率
  - ・事故発生場所
  - ・事故原因
- ↓
- ・ハイリスクアイテムとローリスクアイテムの存在
  - ・屋外での発生率が約7割
  - ・イベント使用時の発生率が約5割
  - ・強風又は空気抜けによる事故原因が約8割



海外の安全基準の研究

- ・ASTM F2374-07a(2004年策定、2007年改訂)  
「Standard Practice for Design, Manufacture,  
Operation, and Maintenance of Inflatable  
Amusement Devices」
- ・CPSC(2001/05/23)  
「SAFETY BULLETIN ! Inflatable Amusement Rides」
- ・EN14960(EN規格)
- ・AS3533.4.1(オーストラリア規格)



協会の安全ガイドライン策定にあたって

- ・シンプルでわかりやすく実効性のある内容
- ・重大事故、類似事故の再発防止に主眼
- ・風対策、空気抜け対策、要員配置、点検業務に重点
- ・設計・製造についてはメーカー責任として10ヶ条には入れず  
(設計・製造責任での重大事故事例が非常に少ないため)



安全運営10ヶ条の策定

- ・2008年5月に公開
- ・2010年12月に改訂
- ・2011年1月に消費者庁より協会の安全運営10ヶ条  
を参照してエア遊具の事故防止に関する通達

# 安全運営の10ヶ条

## 安全運営10ヶ条策定及び消費者庁通達による効果

- ・エア遊具取り扱いに関する標準的な安全業務手順が明確化
- ・発注者側である地方自治体、公園、商業施設管理者、広告代理店等への協会及びエア遊具の安全取扱いについての認知度向上
- ・会員数の増加(12社→40社)
- ・メディア報道される重大事故の発生が2011年11月を最後に以後発生なし。  
(それまでは毎年2～3件発生)

# 講習会の活用

☆安全ガイドライン策定は第一歩。認知、普及には講習会・認定制度が必須。

## エア遊具安全講習会

- ・年6回実施(北海道、首都圏、関西、九州など)
- ・半日座学(エア遊具の構造と3大リスク、過去の事故分析、安全管理など)  
半日実習(点検・設営・運営・事故対応シミュレーション・撤去など)
- ・これまで計37回実施。受講修了者総数236名(2015年5月14日現在)

## エア遊具管理士認定講習会

- ・エア遊具の安全管理責任者としての知識と技能を有する者を認定
- ・年1回実施(横浜)
- ・1. 5日座学(仮想事故調査委員会のケーススタディとリスク管理対策作成、  
法的責任と保険、事故対応など)  
半日実習(事故対応シミュレーション)
- ・これまで計8回実施。受講修了者総数44名

# 事故時の対応（事故情報の共有と再発防止）

## 事故情報の収集

- ・会員からの自発的情報提供、相談
- ・メディア報道からの収集
- ・消費生活センターの相談員からの連絡、相談
- ・消費者庁からの注意喚起
  - ▷2011年8月13日
  - ▷2011年11月21日



## 共有と再発防止

- ・事故情報入手後速やかに全会員へのメール配信にて注意喚起と再発防止策を連絡
- ・講習会のプログラムに当該事故事例を追加。再発防止策を周知
- ・必要に応じて協会の技術委員会にて研究、対策案策定

# 課題

- ・屋外またはイベント現場での重大事故の発生は低下していると感じるが、一方屋内常設遊戯（インドアプレイランド）でのエア遊具を組み込んだ複合施設での事故件数は増えているのではと懸念している。
- ・当協会が対象にしているのはエア遊具のみであり、上記のような複合遊戯施設では対象が限定的となる。またエア遊具を使わない複合遊戯施設の設置も増加しており、エア遊具とは違った事故リスクが存在するが、業界自主基準を含め標準的なガイドラインは無い。
- ・施設内事故の法的責任の考え方が、エア遊具専門事業者とインドアプレイランド事業者では微妙に異なるため、安全運営10ヶ条をそのまま適用しにくい。またインドアプレイランド事業者間でも考え方にかかなりの相違がある。

具体的には、

- ・遊具の設計・製造及びメンテナンス責任はあるが、遊んでいる時の自発的事故の責任は当事者又は保護者にあるという考え。 →公園の遊具に近い考え方
  - ・要員配置についても、平日/休日或いは時間帯の繁閑を考慮して柔軟に設定が必要という考え
- ・消費者(利用者)の観点からすればインドアプレイランド業界全体としての統一的な安全への取り組みが望まれていると当協会は認識しており、その取り組みには当協会も協力していきたいと考えている。